

第7条 乙がその責に帰すべき理由により納入期限までに物品の全部又は一部を納入しない場合は、乙は甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期日の翌日から納入を完了した日までの日数に応じ、売買代金の額から甲が既に受領した部分に相応する売買代金の額を控除した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が定めた率で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

3 遅延利息は、前項で計算した額と甲が支払うべき売買代金とを相殺することができるものとする。

（売買代金の請求及び支払方法）

第8条 乙は、甲は、検査が完了し、現品を受領した後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに売買代金を支払うものとする。

2 消費税は上記売買代金とは別に徴収するものとし、「取り引きに係る消費税及び地方消費税の額」は、本委託契約締結日における消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので委託料に10/100を乗じて得た〇〇〇〇〇円とする。

3 本契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正によって消費税等の税率に変動が生じた場合は、甲は、当該改正法施行日以降における上記消費税相当額について、本契約をなんら変更することなく変動後の税率により計算した額を加減して支払うものとする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第9条 甲がその責めに帰すべき理由により前条第1項に規定する期間内に代金の全部または一部を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払いを完了する日までの日数に応じ、未払代金の額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が定めた率で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

（契約の変更）

第10条 この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価に著しい変動を生じ、そのため売買代金の額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して売買代金の額を変更することができる。この場合において、書面によりこれを定めるものとする。

2 乙は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由により納入期限までに甲の発注する数量の物品を全部又は一部を納入することができないときは、甲に対して遅滞

なくその理由を付してその期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、甲は必要があると認めるときは、この契約の内容に重大な変更を及ぼさない範囲において、この契約を変更することができる。

4 前項の規定により甲が契約を変更したことにより乙に損害を生じたときは、甲はその損害を賠償するものとする。この場合において賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により頭書に定める納入期限又は第6条の指定する期日までに良品を納入しないとき。

(2) この契約に違反、又は違反する虞れがあると認められたとき。

(3) この契約の締結、又は履行に当たり不正を行ったとき。

(4) 前3号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は乙が次の各号の一つに該当したときは、催告なしにただちに本契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 営業停止など行政処分を受けたとき

(2) 租税公課の遅延処分を受けたとき

(3) 第三者から強制執行を受けたとき

(4) 破産・民事再生または会社更生等の申し立てがあったとき

3 第1項及び第2項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、甲が既に受領した部分があるときは、これを甲の所有とすることができる。この場合において、甲は、該当部分に相応する売買代金の額を乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙が一切の責めを負うものとする。ただし、その損害が甲の責任に帰する理由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

- (1) 乙が、この契約の定め違反したことにより、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 委託業務の処理に当たり、乙が故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (3) 前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、乙が甲又は第三者に損害を与えたとき。

2 前項に掲げる甲に対する損害賠償等については、甲乙協議して定めるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第14条 乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。なお、この契約書の記名押印をもって、乙は上記表明及び確約したとみなす。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対し資金等を提供し、又は便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことと確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5) 甲の業務を不正に利用し、若しくは不正な目的をもって利用し、又は当該業務の利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする行為
- (6) その他前各号に準ずる行為

- 3 乙が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは自ら若しくは第三者を利用して前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、甲は、何らの催告なしに直ちに、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 前項の規定により本契約が解除された場合には、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わないものとする。
- 5 甲及び乙は、相手方が前各項に違反し、又は第1項の規定に基づく表明および確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引の継続が不適切である場合、何らかの催告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。なお、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約履行につき疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(合意管轄)

第17条 甲及び乙は、本契約に関する訴訟の提起、調停の申し立て等の必要が生じた場合の第一専属的合意管轄裁判所を被告の契約住所を管轄する簡易裁判所または地方裁判所とすることに合意する。

仕様書

1 調達範囲（納品物内容 外）

No	納品物等	数量
1	機器等一式	
	サーバ	1
	サーバOS (Windows Server 2022 Standard)	1
	バックアップソフト (Arcserve Backup 19.0 for Windows)	1
	バックアップ用ストレージ	1
	各種機器・ソフトウェアの設計書及び操作説明書	—
2	搬入、設置・設定作業	

※ 調達仕様書に基づくものとし、調達物確定後に仕様の詳細を明記すること。

2 納品物設置場所

鹿児島市内（本会委託電算会社）データセンター内

※ 落札者に対してのみ別途通知する。